

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
**実用新案登録第3214572号**  
**(U3214572)**

(45) 発行日 平成30年1月25日(2018.1.25)

(24) 登録日 平成30年1月4日(2018.1.4)

(51) Int.Cl. F 1  
**F 2 1 L 4/00 (2006.01)** F 2 1 L 4/00 6 0 0

評価書の請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2017-5049 (U2017-5049)  
 (22) 出願日 平成29年11月6日(2017.11.6)

(73) 実用新案権者 513129597  
 株式会社m. soeur  
 京都府京都市中京区舟屋町410-1  
 (74) 代理人 110001069  
 特許業務法人京都国際特許事務所  
 (72) 考案者 佐藤 正隆  
 京都府京都市中京区舟屋町410-1 株  
 式会社m. soeur内

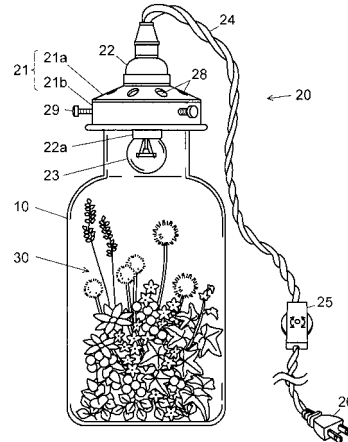
(54) 【考案の名称】 照明装置

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】ユニーク且つ装飾性に優れた照明装置を提供する。

【解決手段】開口部を備えた硬質の透明容器10と、透明容器10の開口部に取り付けられた蓋21と、蓋21に取り付けられ、透明容器10の内部を照明する光源23と、透明容器10の内部に收容された、ドライフラワー、プリザーブドフラワー、又は造花を含む装飾体30とによって照明装置を構成する。

【選択図】 図1



## 【実用新案登録請求の範囲】

## 【請求項 1】

- a) 開口部を備えた硬質の透明容器と、
  - b) 前記開口部に取り付けられた蓋と、
  - c) 前記蓋に取り付けられ、前記透明容器の内部を照明する光源と、
  - d) 前記透明容器の内部に収容された、ドライフラワー、プリザーブドフラワー、又は造花を含む装飾体と、
- を有することを特徴とする照明装置。

## 【請求項 2】

- 前記光源が電球であって、
- 前記蓋に取り付けられ、前記電球を保持するソケットと、
- 前記ソケットに接続された電源ケーブルと、
- を更に有することを特徴とする請求項 1 に記載の照明装置。

10

## 【請求項 3】

- 前記装飾体が、ドライフラワー又はプリザーブドフラワーから成るブーケであることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の照明装置。

## 【考案の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本考案は、インテリアを兼ねた照明装置に関する。

20

## 【背景技術】

## 【0002】

近年、インテリア性を重視した様々な照明装置が提案されており、例えば、特許文献 1 にはガラス瓶の中に白熱電球や発光ダイオードを配置して成る照明装置が記載されている。

## 【先行技術文献】

## 【特許文献】

## 【0003】

【特許文献 1】特開平11-176214号公報

## 【考案の概要】

30

## 【考案が解決しようとする課題】

## 【0004】

上記のようなガラス瓶を用いた照明装置は、人目を引くユニークなものであるが、装飾性の点で更なる改良の余地があった。

## 【0005】

本考案は上記の点に鑑みて成されたものであり、その目的とするところは、ユニーク且つ装飾性に優れた照明装置を提供することにある。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0006】

上記課題を解決するために成された本考案に係る照明装置は、

40

- a) 開口部を備えた硬質の透明容器と、
  - b) 前記開口部に取り付けられた蓋と、
  - c) 前記蓋に取り付けられ、前記透明容器の内部を照明する光源と、
  - d) 前記透明容器の内部に収容された、ドライフラワー、プリザーブドフラワー、又は造花を含む装飾体と、
- を有することを特徴としている。

## 【0007】

前記硬質の透明容器は、典型的にはガラス瓶であるが、その他にも、透明プラスチックから成る瓶や、ガラス又は硬質の透明プラスチックで構成された、瓶以外の容器、例えば、有底の筒、球体、又は多面体の形状を有する容器などであってもよい。なお、本考案に

50

おけるドライフラワー、プリザーブドフラワー、又は造花は、必ずしも花を含んで成るものに限らず、例えば、茎と葉（又は茎と実）のみから成るものであってもよい。また、前記光源としては、例えば、白熱灯、蛍光灯、発光ダイオード（LED）等、いかなるものを使用してもよいが、エネルギー効率が高く、長寿命であり、且つ発熱量の少ないことからLEDを用いることが望ましい。なお、LEDとしては、砲弾型、表面実装型、又はチップオンボード型のものなどを使用することもできるが、交換が容易な電球型のLEDランプを使用することが望ましい。

【0008】

また、上記本考案に係る照明装置は、  
前記光源が電球であって、  
前記蓋に取り付けられ、前記電球を保持するソケットと、  
前記ソケットに接続された電源ケーブルと、  
を更に有するものとするのが望ましい。

10

【0009】

ここで、前記電球としては、上述の電球型LEDランプを用いることが望ましいが、その他の電球（例えば、白熱電球、電球型蛍光灯など）であってもよい。

【0010】

また、上記本考案に係る照明装置は、  
前記装飾体が、ドライフラワー又はプリザーブドフラワーから成るブーケであるものとするのが望ましい。

20

【0011】

前記ブーケは、例えば、生花から成るブーケを乾燥させたり、プリザーブド加工したりすることによって作成することができる。その際、前記生花として、結婚式等の式典や記念日に使用されたものを用いることにより、本考案に係る照明装置に記念品としての価値を付加することができる。

【考案の効果】

【0012】

以上の通り、本考案によれば、ユニーク且つ装飾性に優れた照明装置を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

30

【0013】

【図1】本考案の一実施形態による照明装置を示す図。

【図2】前記照明装置の一部断面図。

【考案を実施するための形態】

【0014】

本考案を実施するための形態について、図面を参照しつつ説明する。図1は本実施形態に係る照明装置の全体構成を示す図であり、図2は前記照明装置の一部断面図である。この照明装置は、上部に開口11を備えたガラス瓶10と、ガラス瓶10の開口11に取り付けられたランプユニット20と、ガラス瓶10の内部に収容されたドライフラワー30と、を含んでいる。

40

【0015】

ランプユニット20は、蓋21、ソケット22、電球23、電源ケーブル24、調光器25、及び電源プラグ26を含んでいる。蓋21は、ガラス瓶10の開口11を覆うものであり、円形の上面21aと、上面21aの外周から下方に延びる周面21bとを備えている。蓋21の上面21a中央にはソケット挿通孔27が形成され、その周囲には複数の通気口28が形成されている。また、蓋21の周面21bには、ねじ29が螺入されるねじ穴が3箇所設けられている。ソケット挿通孔27にはソケット22が挿通されており、ソケット22は、その上部及び下部をそれぞれ蓋21の上側及び下側に突出させた状態で蓋21に固定されている。ソケット22の下部には電球取付部22aが設けられ、この電球取付部22aには電球23（具体的には電球型のLEDランプ）が取り付けられている。

50

ソケット 22 の上部には電源ケーブル 24 が接続されており、電源ケーブル 24 の端部には電源プラグ 26 が設けられている。更に、電源ケーブル 24 の中途には電球 23 の明るさを最小値（消灯状態）から最大値まで連続的に変更可能なダイヤル式の調光器 25 が配設されている。このような調光器 25 に代えて、電球 23 の点灯 / 消灯を切り換えるスイッチを設けてもよい。なお、本実施形態では、ソケット 22 の外装、ねじ 29、及び蓋 21 が真鍮で構成されると共に、電源ケーブル 24 として、布で被覆された電線を撚り合わせて成るツイストコードが使用される。

【0016】

本実施形態に係る照明装置を組み立てる際には、ガラス瓶 10 の内部にドライフラワー 30 を収容した上で、ランプユニット 20 をガラス瓶 10 に取り付ける。その際には、予めソケット 22 の電球取付部 22a に電球 23 を取り付けた上で、ガラス瓶 10 の開口 11 に蓋 21 を被せ、その後、蓋 21 のねじ穴にねじ 29 を螺入する。これにより、蓋 21 がガラス瓶 10 の上部に固定されると共に、ガラス瓶 10 の内部に電球 23 が配置された状態となる。

10

【0017】

本実施形態に係る照明装置によれば、電球 23 を点灯させることによって、ガラス瓶 10 の周囲が照らされると共に、ガラス瓶 10 の内部に収容されたドライフラワー 30 がライトアップされるため、照明効果と高い装飾効果とを達成することができる。また、ガラス瓶 10 に収容されたドライフラワー 30 の質感と、ランプユニット 20 を構成する真鍮やツイストコードの質感とが相まって、いわゆるヴィンテージ風やアンティーク風の趣ある外観を実現することができる。

20

【0018】

なお、ガラス瓶 10 に収容するドライフラワー 30 としては、例えば、結婚式などの式典で使用したブーケ、ブートニア、又は式典の会場に飾られた花などを乾燥させたものを用いることが望ましい。これより、本実施形態に係る照明器具に、記念品としての価値を付与することができる。なお、ガラス瓶 10 の内部には、更に、ドライフラワー 30 以外の装飾品、例えば、人形、ぬいぐるみ、又は写真等を収容してもよい。

【0019】

本実施形態に係る照明装置は、卓上に載置して使用するほか、天井や所定の吊り下げ器具から吊り下げて使用することもできる。なお、天井から吊り下げて使用する場合には、電源ケーブル 24 の末端に、図 1 に示したようなコンセント用の電源プラグ 26 に代えて、引掛シーリング用の電源プラグを設けることが望ましい。

30

【0020】

以上、本考案を実施するための形態について説明したが、本考案は上記実施形態に限定されるものではなく、本考案の趣旨の範囲で適宜変更が許容される。例えば、上記実施形態では、ガラス瓶の中にドライフラワーを収容するものとしたが、これに限らず、生花に所定の加工を施して成るプリザーブドフラワーや、布、プラスチック、紙、又は金属等で作成された造花を収容するようにしてもよい。

【0021】

また、上記の実施形態では、家庭用電源から電源プラグ 26 及び電源ケーブル 24 を介して電球 23 への給電を行う構成としたが、電源として一次電池又は二次電池を使用する構成とすることもできる。この場合、電池（乾電池、充電式電池、又はボタン電池など）がセットされる電池ホルダーや電球 23 の点灯 / 消灯を切り換えるためのスイッチ（又は調光器）は、ガラス瓶 10 及び蓋 21 で囲まれた空間の外に配置するほか、該空間の内部に配置することもできる。あるいは、電池ホルダーを前記空間の内部（例えば蓋 21 の下面）に配置し、スイッチを前記空間の外（例えば蓋 21 の上面）に配置することもできる。

40

【符号の説明】

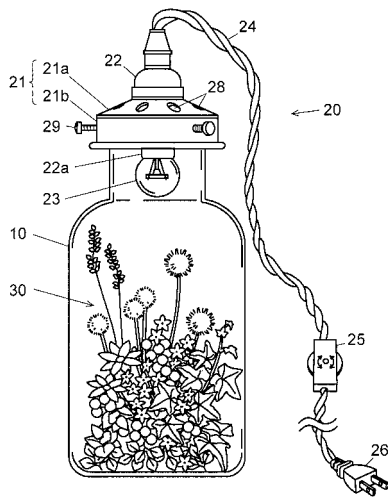
【0022】

10 ... ガラス瓶

50

- 1 1 ... 開口
- 2 0 ... ランプユニット
- 2 1 ... 蓋
- 2 2 ... ソケット
- 2 3 ... 電球
- 2 4 ... 電源ケーブル
- 2 5 ... 調光器
- 2 6 ... 電源プラグ
- 2 8 ... 通気口
- 3 0 ... ドライフラワー

【 図 1 】



【 図 2 】

